



監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年 3月13日

赤穂市監査委員 寺 田 榮 治
同 家 入 時 治

記

- 1 監査の種類 令和6年度定期監査
- 2 監査の対象 市民病院及び介護老人保健施設
- 3 監査の期間 令和6年11月11日から令和7年2月17日まで
- 4 監査の範囲 令和5年度及び令和6年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求め関係書類等を審査し、かつ、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下の通り記述する。監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき事項は、予備監査において関係職員に対して口頭で改善を促している。
今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。

I 共通事項

事務処理について（意見）

起案文書において、必要事項の記載漏れや収受した文書の取扱いに改善を要すると考えられる事例が見受けられた。適正な事務執行に努められたい。

また、契約事務において、添付すべき文書について、収受印や記載事項等に関する不備が散見された。透明性、公平性の観点から疑義が生じることのないよう課内で周知徹底されたい。

II 個別事項

1 総務課

おおむね適正であると認められた。

2 財務課

おおむね適正であると認められた。

3 医療課

おおむね適正であると認められた。

4 介護老人保健施設

おおむね適正であると認められた。